

# RECRUIT 入居申込書 兼 保証委託及び立替払委託申込書(個人用) v01

FORRENT INSURE エスリード管理(株) FAX.06-6345-2282 お問合せ電話番号 06-6345-1842 お申込後、申込内容をご確認させていただくためにリクルートフォレントインシュアから申込者様、勤務先、緊急連絡先にご連絡させていただく場合がございます。

賃貸借申込内容	契約種別	普通借家	定期借家はこちらにチェックして下さい → <input type="checkbox"/>	入居予定	20 年 月 日	前家賃(予定)	月分まで受領予定
	物件所在地	フリガナ 〒 都道府県					家賃 ① 円
	物件名	フリガナ			間取り・㎡数 号室 ( ) R・K・DK・LDK ㎡数 ( ) ㎡	管理費共益費 ② 円	
	敷金(保証金)	円	退去備却(解約引き)	円	礼金 円	駐車料金 ③ 円	
	! 取扱会社様へ: 申込書は全ての項目を埋めてください。情報がない場合は「なし」とご記入ください。空欄がある場合、確認のため審査にお時間を頂きます。					その他費用 ④ 円	
〔 〕 〔 〕 〔 〕					月額請求額合計 ①+②+③+④ 円/月		

申込者・賃借人(乙)	現住所	フリガナ 〒 都道府県					※建物名までご記入ください。					
	氏名	フリガナ			性別 男・女	電話 固定	— —					
					携帯	— —						
	生年月日	(西暦) 19 年 月 日 ( ) 歳					運転免許証番号					
	家族構成	1.独身 2.独身(子供有り) 3.配偶者有り 4.単身(既婚) 5.その他( )					国籍					
	現住居 保証人	1.賃貸 2.家族所有 3.社宅/寮 4.公営住宅 5.自己所有 6.その他 1.親 2.兄弟 3.親族 4.配偶者 5.友人/知人 6.保証会社 7.その他					現在の家賃(住宅ローン返済額)	角月	ご返済額(住宅ローン以外)	万円	居住年数	年ヶ月
	転居理由	1.結婚 2.独立 3.就職/入学 4.転勤 5.転職 6.通勤時間 7.手狭 8.家賃が高い 9.環境 10.その他( )										
	職種	1.正社員 2.正社員以外(□契約社員 □派遣社員) 3.公務員 4.自営業 5.パート/アルバイト 6.学生 7.年金が主な収入 8.生活保護受給 9.無職 10.その他( )										
	業種	1.金融機関 2.不動産 3.建築/工事 4.製造 5.IT関連 6.広告 7.小売/サービス 8.陸運 9.教育 10.医療機関 11.その他( )										
	お勤め先(派遣元)	名称	フリガナ			電話	— —					
住所						年収(税込)	万円	月収(税込)	万円			
					従業員数	1.10人未満	2.50人未満	3.300人未満	4.300人以上			
					部署						勤続年数	年ヶ月
					役職							

緊急連絡先	現住所	フリガナ 〒 都道府県					※建物名までご記入ください。						
	氏名	フリガナ			性別 男・女	統柄(関係)	生年月日(西暦) 19 年 月 日( ) 歳	電話 固定	— —				
							携帯	— —					
	お勤め先 名称						勤務先電話	— —					
	住所												

入居される方	1.申込者のみ 2.申込者および家族 3.家族(申込者以外) 4.その他( )										
氏名	性別	統柄	生年月日(西暦)	携帯電話番号	年収(税込)	万円	勤務先会社名および連絡先				
	男・女					万円					
	男・女					万円					

## ●反社会的勢力に該当しない旨の表明・保証

私(申込者)は、現在及び将来において、私(申込者)自己、自社の役員及びその他入居予定者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、組合屋等、社会運動等標榜又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと及び次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、保証します。

①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること②暴力団員等が經營に実質的に関与していると認められる関係を有すること③自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不當に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること⑤役員又は經營に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

申込書記載内容及び上記表明に相違がないことを確認しました。

**申込者署名欄**  
(ご本人直筆でご署名ください)

**備考欄** ※現職の勤続年数が6ヶ月以内の場合は備考欄に前職の社名・所在地・勤続年数をまた派遣社員の方は派遣先をご記入ください。

賃貸人(甲): 賃貸借契約書に記載の賃貸人 保証会社(丙): 東京都中央区銀座8-4-17 株式会社リクルートフォレントインシュア

**管理会社** ※住所・社名・電話/FAX番号・担当者名をご記入ください。

エスリード管理株式会社  
大阪府大阪市福島区福島6-25-19  
TEL:06-6345-1842 FAX:06-6345-2282

ご担当者印  
又はサイン



**仲介会社** ※住所・社名・電話/FAX番号・担当者名をご記入ください。

ご担当者印  
又はサイン



**取次仲介会社(一次代理店)** ※住所・社名・電話/FAX番号・担当者名をご記入ください。

ご担当者印  
又はサイン



店頭にて申込者様への契約内容の説明およびご本人確認を行いました。

## 保証委託契約

質借人（以下「乙」という）と株式会社リクルートオーレントインシア（以下「丙」という）とは、質貸人（以下「甲」という）との間で締結された、表面記載の質貸物件（以下「本物件」という）の質貸借契約（詳細は別紙質貸借契約書のとおり、以下「原契約」という）に関し、次のとおり保証委託契約（以下「本契約」とい）を締結する。

### 第1条（保証委託契約）

乙は、丙に対し、第3条①各号記載の金銭の支払債務に關し、次条以下に定める内容に従い、連帯保証人となることを委託し、丙はこれを受諾した。

### 第2条（保証委託料等）

①乙は、丙に対し、保証委託料として、表面記載の初回保証委託料を本契約締結時に支払うものとする。  
②乙は、丙に対し、第12条所定の保証期間中、表面記載の付替借契約開始日以後1年毎に、金10,000円を保証委託料として支払うものとする。

③原契約が期間満了前に終了した場合、又は第3条①に定める賃料等が保証期間の途中で減額された場合であっても、乙は、本条①及び②により支払った保証委託料の返還を丙に請求できないものとする。

### 第3条（保証の範囲）

①丙は、甲に対し、乙が甲に對して負担する債務のうち、次の各号に定める金銭の支払債務（乙が丙の許可なく、居住用以外の用途で本物件を賃借している際に生じた金銭の支払債務を除く）を乙と連帯して保証する。但し、本契約の締結に際し、乙が丙に対し、自己の年収額、勤務先及び入居者等保証委託及び立替委託申込書に記載された丙の定める重要な事由について虚偽申告を行っていた場合並びに甲と丙の間に締結される賃貸借契約所定の免責事項に該当する場合はこの限りではない。

④原契約に基づいて乙が負担する家賃、管理費、共益費及び駐車場料その他毎月定期的に家賃と共に支払われる費用のうち表面記載の金員（以下、統称して「賃料等」という）の滞納分

ii 原契約に基づいて乙が甲に對して負担する水道使用料及びガス使用料等（以下、「変動費」と総称し、前号に定める「賃料等」には変動費も含むものとする）の滞納分

iii 更新料

iv 初状回復費用（但し、国土交通省住宅局が平成23年8月に公表した「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（改訂版）」（改訂があった場合には、改訂後のものを含む）に掲載して、乙が負担することが合理的であると丙が判断した範囲に限る。以下同じ）

v 原契約が解除された場合に生じる、解除後本物件明渡しまでの間の賃料等相当損害金

vi 甲が原契約を解除する正当な理由が存在すると丙が判断する場合において、本物件明渡しまでの間の通知、支払督促、訴訟その他の法的手続のため、甲が丙の承諾を得て支出した費用（弁護士費用を含む）相当損害金

②本契約に基づき丙が保証する金額及び乙と丙との間の立替委託契約（以下「本立替委託契約」という）に基づき丙が立替を行なう金額の総額は、本契約及び本立替委託契約締結時家賃の48ヶ月分に相当する金額を上限とする。

③丙は、次の債務については、甲と丙との間に特約な限りその責を負わない。

i 退去手続による遅延料等

ii 戦争、地震、天災地異等不可抗力によって生じた損害

iv 火災、ガス爆発、自殺等乙の故意・過失行為によって生じた損害

v その他、本条①に含まれない債務

### 第4条（保証委託及び立替委託申込書並びに原契約の変更等の届出）

本契約締結後、別紙「保証委託及び立替委託申込書」並びに原契約の記載内容に変更が生じたとき、又は、原契約の終了が決定したときは、乙は、丙に対し、速やかにその旨及びかかる変更の内容を届け出なければならぬ。

### 第5条（保証債務の履行）

①乙が原契約に基づき負担する債務の履行の全部又は一部を遅滞した場合、丙は、乙に対する何らの通知なくして甲又は甲から賃料等の基金管理業務の委託を受けている者（以下「管理会社」という）に対して保証債務の履行としての支払いを行い、次項に基づき乙に求償することができる。なお、丙は、本立替委託契約に基づき乙が丙に対し支払うべき賃料等の滞納分にかかる支払債務を、乙の丙に対する次項に定める償還債務の一部として取り扱うことができる。

②丙が保証債務を履行したとき、乙は、丙に対し、次の各号に定める金額を直ちに償還しなければならない。

i 内の甲に対する保証債務の履行額。

ii 内の丙に対する保証債務の履行のための費用。

iii 内の乙に対する求償権実行又是保全に要した費用。

③乙が原契約に基づき甲に対して負担する債務を履行しないことにつき正当な事由がある場合、乙は、丙に対し、当該債務の履行前の前日までに当該債務の内容及び当該事由を連絡しなければならない。

④乙は、前項の連絡を怠った場合、前項の事由の存在を理由に内の求償請求を拒むことはできない。

⑤乙が丙に対して償還すべき金額の支払いを遅滞したときは、乙は、丙に対し、その遅滞の日より支払い済みに至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

⑥甲が原契約を解除して本物件の明渡しを受けるために必要であると、丙が判断した場合には、丙は、一定期間、保証債務の履行を停止することができる。当該停止によるこの損害につき、免責されるものとする。

⑦乙は、丙が甲から賃料等の収納代行事業（以下「収納代行」という）の委託を受けていることを認め、丙に対し、賃料等の支払いを行なうものとし、当該支払いに拒むことができないものとする。但し、甲と丙の特約により丙が収納代行を行わない賃料等、及び丙が甲に対して負担する更新料及び原状回復費用については、収納代行の対象に含まれず、乙は甲に対して直接支払うものとする。

⑧乙が賃料等の支払いを合計して3ヶ月以上以上遅滞した場合、丙は、当該支払滞納分の賃料等が乙により完済されるまでの間、甲又は管理会社に通知の上、収納代行を停止することができる。

### 第6条（事前請求）

①次の各号のいずれかに該当する事由が生じたとき、丙は、保証債務の履行前であっても、乙に対し事前の求償権を行使することができる。

i 乙が原契約又は本契約の各条項に違反し求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

ii 乙が仮処分、仮差押、強制執行又は抵当権の実行としての競売の申立てを受けたとき。

iii 乙について被差押手続開始、特別清算手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の中止があつたとき。

iv 内の丙に帰すことのできない事由により丙に乙の所在が不明になったとき。

②丙が前項により乙に対して求償権を使用する場合、乙は、民法第461条に基づく抗弁権を主張できないことを予め承諾する。

### 第7条（遅延の責任）

①乙は、原契約の各条項を誠実に遵守しなければならない。

②事由の如何を問わず原契約が終了した場合、乙は、本物件から速やかに退去して本物件を中に明渡さなければならない。

### 第8条（特則）

①丙は、法令上認められている場合、乙の承諾がある場合等の正当な理由がある場合、以下の行為を行なうことができるものとする。

i 乙において賃料等の滞納が生じたときに、乙に対し、電報、電話、訪問、文書の提示・差し置き、封書による通知等相当の手段により支払いを行うよう督促を行うこと。

ii 乙の安否及び本物件の利用状況を確認するために、本物件の合鍵を甲から借り受けて本物件に立ち入ること。

iii 乙に代わって、原契約を解除すること。

iv 乙があからざり指定した緊急連絡先その他の関係者へ連絡すること。

②乙は、以下の各号に該当する事由が発生し、甲乙間の信頼関係が破壊したと認められる場合、丙に対し、乙に代わって原契約を解除する権限を乙に授与する。

i 乙が、原契約に基づく賃料等の支払いを相当期間行わなかったとき。

ii 丙が、乙又は乙から届出を受けた連絡先に督促を行ったにもかかわらず、相当期間乙本人との会話又は面談を行うことができないとき。

iii 水・電気・ガス・水道の利用状況、郵便物の状況等から、乙が本物件において通常の生活を営んでいないと認められるとき。

③水道の如何を問わず、原契約が終了した場合、丙は、乙の退去手続きに立ち会うことができる。

④乙は、原契約解除後、以下の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、本物件の明渡しが成立したとみなすことに同意する。

i 電気・ガス・水道の利用状況、郵便物の状況等から、乙が本物件において通常の生活を営んでいないと認められるとき。

ii 本物件の鍵が甲に返却されたとき、又は本物件の室外に置かれたとき。

⑤前項による明渡しの成立に限らず本物件の明渡しが成立した場合、乙は、本物件に残置された動産類の所有権を放棄し、丙が該当個体を搬出、運搬、保管、処分することに何ら異議を申し出ないものとする。

### 第9条（動産類の保管）

①前条④による明渡しの成立に限らず本物件の明渡しが成立した場合、丙は、動産類を保管する目的で、防犯及

び本物件保全のための措置を講ずることができる。

②前項に定める丙による動産類の保管期間は3ヶ月とする。この期間内に乙が丙の保管する動産類を引き取らない場合、乙は、以後丙がいかなる处分をしても、異議を述べないものとする。

③丙による動産類の保管に要した一切の費用は、乙が負担するものとし、乙は、丙に対し速やかに当該費用を支払うものとする。

④第10条（再委託）

丙は、本契約に基づき、受託又は授權された事務の一部を丙が任意に選定する第三者に再委託することができるものとする。

⑤第11条（隠渡担保）

①乙は、本契約に基づく丙の乙に対する一切の債権を担保するため、原契約に基づく乙の甲に対する敷金・保証金等返還請求権を丙に譲り渡し、丙はこれを譲り受けた。

②乙は、原契約に基づく敷金・保証金等返還請求権について、丙以外の者への譲渡・担保差入その他の処分をしてはならない。

⑥第12条（保証期間）

①本契約に基づき丙が選定する保証期間は、特段の定めが無い限り表面記載の賃貸借契約開始日から、本物件の明渡しまでの間とする。但し、甲・乙・丙の三者間における合意が成立した場合には、この限りではない。

②前項にかかる限り、以下に定める事由のいずれかが発生した場合、その時をもって、本契約に定める丙にに対する保証は終了するものとする。但し、当該事由につき丙の書面による事前の承諾があった場合にはこの限りでない。

i 本物件の用途が変更された場合。

ii 乙の原状による地位が第三者に移り渡し、丙はこれを譲り受けた。

iii 丙が原契約に基づく賃借権の譲渡・転貸等がなされた場合又は本物件の占有者に追加・変更等があった場合。

iv 原契約の内容に重大な変更があった場合。

⑦第13条（定期借換契約）

原契約が定期借換契約の場合において、原契約が期間満了により終了し、甲乙間で再契約が締結されたときは、乙は、別途丙と新規の保証委託契約を締結し、丙に対し初回保証委託料を支払うものとする。

⑧第14条（原契約の変更）

乙は、原契約を変更する場合（但し、賃料等の減額を除く）には、丙の書面による事前の承諾を取得するものとし、かかる承諾がない限り、原契約の変更は、丙に対しては効力を生じないものとする。

⑨第15条（反社会的勢力の排除）

①乙及び丙は、相手方に對し、現在及び将来において、自己（乙については入居者を含む）及び自己の役員が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、親会社等、社会運動等団体又は特殊知能暴力団等その他のこれらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと及び次の各号のいずれかにも該当しないことを表明し、保証する。

i 暴力団員等が經營を支配していると認められる関係を有すること

ii 暴力団員等が経営に因る暴力的に行爲をしていると認められる関係を有すること

iii 丙若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

iv 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

v 暴力団員等は経営に因る暴力的に行爲をしていると認められる関係を有すること

②乙及び丙は、自ら（乙については入居者を含む）又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

i 暴力的な要求行為

ii 特殊の財産をえたした不当な要求行為

iii 取引に際して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

iv 誘導を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

v その他の前号に該当する行為

③次の各号に定める者は又はその役員が、①の表明保証に関して虚偽の申告をし、暴力団員等若しくは①各号のいずれかに該当し、又は前項各号のいずれかに該当する行為をしたことが判明した場合の甲乙丙間の権利義務関係は、当該各号に定めどおりとする。

④甲の場合は

乙は、原契約の定めにかかる原状の解消を除くことができる。なお、甲は、甲と丙との間の賃貸借契約にて、この場合に原契約を解除されることについて異議なく承諾をしている。丙は、何らの催告を要せずして、甲と丙との間の賃貸借契約を解除することにより本契約は終了する。

ii 乙（入居者を含む）の場合

乙は、原契約の定めにかかる原状の解消を除くことができる。丙は、本物件の明渡しが完了するまでの間に生じる収納代行及び保証債務の履行を停止することができ、また、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。

iii 丙の場合は

乙は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。

④乙及び丙は、前項の規定の適用により相手方が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとする。

⑤第16条（個人情報の取り扱いに関する同意）

乙は、丙に個人情報を取り扱うについて、別添「個人情報の取り扱いに関する同意」に同意する。

⑥第17条（追加的措置）

乙は、本契約の目的を達するため丙が必要又は適切とみなす契約書その他の書類の作成、調印を丙から要求された場合は、これを速やかに作成、調印して丙に交付するものとする。

⑦第18条（協議事項）

本契約に定めのない事項については、乙及び丙は、関係法規及び慣習等に従い誠意をもって協議の上処理するものとする。

⑧第19条（審裁裁判所）

本契約に関する一切の紛争は、法令に定める管轄裁判所のほか、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

⑨前項の場合は、乙及び丙は、本契約の条項中の用語については、当該各号に定める用語に読み替えるものとする。

i 第3条①前文但書中「但し、本契約の締結に際し」とあるのは「本契約の締結に際し」と読み替える。

ii 第5条②前文、i 及び ii 並びに第5条⑥中「保証債務」とあるのは「立替債務」と読み替える。

iii 第12条①中「保証期間」とあるのは「立替払期間」と読み替える。

iv 第12条②前文「保証は終了する」とあるのは「立替払は終了する」と読み替える。

v 第13条②中「新規の保証委託契約を締結し、丙に対し初回保証委託料を支払う」とあるのは「新規の立替債務契約を締結する」と読み替える。

vi 第15条③ii 中「取扱いによる賃料等」とあるのは「立替債務」と読み替える。

# RECRUIT 保証委託及び立替払委託契約内容確認書並びに個人情報の取り扱いに関する同意書 V01

**! 取扱不動産会社から事前に説明のあった契約内容について、再度ご確認をお願いいたします。**  
**大切な部分ですので、下記の内容をよくお読みになったうえでお申込をお願いします。**

## ①申込先の保証会社について

お客様が申込をおこなう保証会社は以下となります。  
**保証会社 :** 株式会社リクルートフォレントインシュア  
**住所 :** 東京都中央区銀座8-4-17  
**問合せ先 :** 0570-030-123

## ②保証の範囲および内容について

この度、お申込を行う物件の賃貸借契約にて、株式会社リクルートフォレントインシュアがお客様の保証となります。

お客様の債務となる賃料等(申込書記載の月額請求額合計)および変動費、賃貸借契約更新料、原状回復費用※、賃貸借契約が解除された場合に生じる明渡しまでの賃料等相当損害金、訴訟その他の法的手続き費用などについて、お客様が万一お支払できない場合、連帯して当社が保証し、お客様に代わり賃貸人である物件オーナ様にお支払いいたします。なお、保証上限額は月額賃料(共益費、管理費等は含まず)の48ヶ月分となります。上記の債務については当社が一時に立替払いを行いますが、最終的にはお客様の債務としてお支払いいただくことになります。

※国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改訂版)」に準拠し当社が合理的であると判断した範囲。

私は、別紙「保証委託及び立替払委託契約申込書」記載内容に相違なく、保証委託及び立替払委託契約内容についての説明を受け、別紙記載の契約条項を理解し、承認しました。下記「個人情報の取り扱いに関する条項」に同意のうえ申込を行います。(なお、保証内容について個別の取り決めを行う場合、その説明を受け承諾いたしました)

入居予定物件名	(号室)		
ご記入日(西暦)	20 年 月 日	申込者署名欄 (ご本人直筆で署名ください)	※法人申込の場合は、部署名・会社との関係もご記入ください。
仲介会社記入欄	店頭にて申込者様への契約内容の説明およびご本人確認を行いました。		
会社名 :	担当者名 :		

## 保証委託契約に係る個人情報の取り扱いに関する条項

保証委託契約の申込者、通常保証人予定者並びに契約当事者(賃借人及び通常保証人)(以下、「これらの者を「申込者等」といいます)は、株式会社リクルートフォレントインシュア(以下「当社」といいます)が、次の条項(以下「本条項」といいます)に従い、個人情報を取り扱うこととに同意します。

### 第1条(個人情報)

個人情報とは、以下の個人に関する情報といい、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものとします。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものと個人情報をいいます。

①氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、国籍、勤務先名称、勤務先住所、勤務先「社員登録及びリバウンド等の既往歴(空室後の履歴を含む)」。

②保証委託契約及びITIT保証契約に対するITIT物件の名称、所在地及び賃料等の契約情報。

③保証委託契約及び賃貸保証契約に関する賃料支払状況等の取引情報。

④運送元登録・ побег - 並びに外国人登録証明書等に記載された本人確認のための情報。

⑤個人の肖像又は音声を磁気的又は光学的記録媒体等に記録された映像又は音声情報。

⑥裁判所等公共機関、官報、マスメディア、電話軒轅又は住宅地図等において公開されている情報。

### 第2条(開示する個人情報)

当社は、算収済先及び賃借人等の申込者等の関係者に関する個人情報についても本条項で取り扱います。

### 第3条(個人情報の利用目的)

当社が取り扱う個人情報の利用目的は以下のとおりです。利用目的を超えて個人情報を利用することはありません。

①保証委託契約及び賃貸保証契約の締結可否の判断のため。

②保証委託契約及び賃貸保証契約の締結及び履行のため。

③保証委託契約及び賃貸保証契約に基づく求償権の行使のため。

④サービスの紹介のため。

⑤サービスの品質向上のため。

⑥個人情報を、要望又はご相談について、確認、回答又はその他の対応を行うため。

⑦賃貸人及び管理会社からの委託に基づき実行のための業務を行うため。

⑧賃貸契約の履行及び賃借並びに契約終了時の権限行使の清算に協力するため。

⑨上記から8の目的を達成するため必要な範囲での個人情報の第三者への提供。

### 第4条(個人情報の第三者への提供)

①当社は、以下に該当する場合を除くほか、あらかじめ申込者等本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供することはありません。

1 法令に基づく場合。

ii. 人の命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることが困難であるとき。

iii. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行するに当たるとして公的机关が個人情報を得する場合であって、申込者等本人の同意を得ることによらず、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

iv. 申込者等は当社が申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に個人情報を以下の第三者に付し提供することに同意します。

v. 第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他の申込者等が第三者に付し提供すること。

vi. 他の申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に付し提供すること。

vii. 申込者等は、当社が申込者等の個人情報を以下の第三者に付し提供することに同意します。

viii. 第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他の申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に付し提供することに同意します。

ix. 第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他の申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に付し提供することに同意します。

x. 第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他の申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に付し提供することに同意します。

xi. 第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他の申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に付し提供することに同意します。

xii. 第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他の申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に付し提供することに同意します。

xiii. 第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他の申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に付し提供することに同意します。

xiv. 第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他の申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に付し提供することに同意します。

xv. 第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他の申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に付し提供することに同意します。

xvi. 第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他の申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に付し提供することに同意します。

xvii. 第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他の申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に付し提供することに同意します。

xviii. 第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他の申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に付し提供することに同意します。

xix. 第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他の申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に付し提供することに同意します。

xx. 第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他の申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に付し提供することに同意します。

xxi. 第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他の申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に付し提供することに同意します。

xxii. 第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他の申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に付し提供することに同意します。

xxiii. 第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他の申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に付し提供することに同意します。

xxiv. 第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他の申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に付し提供することに同意します。

xxv. 第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他の申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に付し提供することに同意します。

xxvi. 第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他の申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に付し提供することに同意します。

xxvii. 第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他の申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に付し提供することに同意します。

xxviii. 第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他の申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に付し提供することに同意します。

xxix. 第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他の申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に付し提供することに同意します。

xxx. 第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他の申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に付し提供することに同意します。

xxxi. 第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他の申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に付し提供することに同意します。

xxxii. 第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他の申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に付し提供することに同意します。

xxxiii. 第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他の申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に付し提供することに同意します。

xxxiv. 第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他の申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に付し提供することに同意します。

xxxv. 第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他の申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に付し提供することに同意します。

xxxvi. 第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他の申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に付し提供することに同意します。

xxxvii. 第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他の申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に付し提供することに同意します。

xxxviii. 第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他の申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に付し提供することに同意します。

xxxix. 第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他の申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に付し提供することに同意します。

xl. 第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃人、管理会社、仲介会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他の申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当